

平成 3 1 年 4 月 1 日

中野区立上鷺宮小学校 いじめ防止基本方針

中野区立上鷺宮小学校
校長 堀 聡明

1 いじめ防止基本方針のねらい及び考え方

本いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」「中野区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を目指して定めるものである。

本方針ではいじめが決して許されることのない行為であるという認識で取り組む。いじめはその対象となった児童に深刻な苦痛を与え、時には当該児童が登校できなくなったり、児童自らが命を絶つまで追い込まれたりするおそれがある、決して許されることのない行為である。

2 いじめの防止を行う組織

○いじめ相談窓口 生活指導部にいじめ相談窓口を設け、担当者をおく。

3 いじめ防止の具体的な取組計画

(1) 未然防止の取組

児童の人権感覚を養い、思いやりをもった児童を育成する。そのために、これまでに教育活動として行ってきたことの意義を再確認し、あらためて全校で取り組む。

①学級共遊びの推進

学級の児童全員が一緒に遊ぶ時間を毎週 1 回実施することを継続する。児童と教師と一緒に遊ぶことによって、授業時間と違った友達のよさに気づき、互いを認め合う時間とする。

②あいさつ週間の実施

代表委員会によるあいさつ標語の募集を行い、年間を通じて掲示する。さらに標語の策定後にあいさつ運動を昇降口において実施する。

また、教師による朝の受け入れを行い、児童の登校時の様子について情報共有し、細かな変化に速やかに気づけるようにする。

③子ども何でも相談日、大人何でも相談日を設ける

担任に話しづらいことを他の教員に話すことができるように、子ども何でも相談日を年間 6 回設定し、教員が各 1 回相談者となる。また、夏季・冬季休業前に大人何でも相談日を実施し、生活指導部・特別支援コーディネーターが

中心となって相談を行う。相談の実施についての案内を配布し、あらためて保護者への周知を図る年とする。

④スクールカウンセラーなど専門職による相談案内の周知

本校に勤務する臨床心理士資格をもったスクールカウンセラー・心の教室相談員による相談の推進と相談室だよりの配布を行う。

(2) 早期発見の取組

全教職員が児童の学校生活の様子についてきめ細かく観察し、小さな変化も見逃さないようにする。日常の観察に加えて以下のような早期発見への取り組みを行う。

①スクールカウンセラーによる面接の実施

第5学年のすべての児童に対して6月までに個別面接を実施する。面接前に学校生活に対するアンケートをとり、児童一人ひとりの学校生活への適応状況を把握し、早期発見に役立てる。

②中野区いじめアンケートの活用

中野区のいじめアンケートの結果からいじめと疑われる事案について、児童・保護者に対して確実な聞き取り調査を行う。いじめが確認された事案は組織的な対応を行う。

③ふれあい月間の取組の充実

年3回のふれあい月間においてチェックシートを各教員に配布し、指導法の振り返らせるとともに、児童の細かな変容に目を向けさせることで早期発見の一助とする。

(3) 早期対応の取組

発見したいじめに対して、組織的に対応し、児童が学校に安心してかようことができるように、また、保護者が安心して学校に通わせることができるようにいじめ対策チームを組織して解決にあたる。

①いじめ対策チームを組織し、担任と学級を支援する教職員を配置しいじめを受けた児童を守る体制を確立する。

②いじめを行った児童とその保護者に対していじめ対策チームがその指導にあたる。

③指導の状況、いじめの状況についての情報を逐次職員に報告し、共通理解を図り全教職員が同じ指導を行う環境をつくる。

(4) 重大事態への対処

いじめにより当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、また、当該児童が2週間以上の欠席を余儀なくされている疑いがあると認められた場合には、いじめ対策チームが主体となって調査を行うとともに、関係機関と連携を図り解決をめざす。

①実態調査の実施

学級・学年にとどまらず、場合によっては全校児童へのアンケート調査を実施し、実態把握を行う。さらに、事案によって保護者アンケートを実施し、確実な実態把握に努める。

②関係諸機関との連携

区教育委員会、中野区子ども家庭支援センター、教育相談室、適応指導教室と情報を共有するとともに、重大事態解決のための連携を図り、解決にあたる。

上鷺宮小学校SNS学校ルール

- ・ 家族と過ごす時間を大切にします。
- ・ 時間を決めて使います。
- ・ 家族（大人）といっしょに使います。
- ・ 相手のことを考えて、言葉遣いに気をつけます。
- ・ 困った時は先生や家族にすぐに相談します。